

# 横浜市立善部小学校 ZENBU Crew 規約

## 第1章 名称及び事務所

### 第1条

本会は「横浜市立善部小学校 ZENBU Crew(略称:ゼンクル)」と称し、事務所は横浜市旭区善部町 4-1 横浜市立善部小学校内に置く。

## 第2章 目的及び活動

### 第2条

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域で児童の健全な成長を支えることを目的とする。

### 第3条

目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 保護者・教職員の理解と協力を深める。
- (2) 学校と家庭の連携を推進し、児童の成長を支援する。
- (3) 児童の健康と安全のため、学校環境の整備に協力する。
- (4) 時代に合った活動を、無理のない範囲で実施する。

## 第3章 方針

### 第4条

本会は、教育を目的とした自主的・民主的な団体として、次の方針で活動する。

- (1) 児童の教育・福祉のため、関係団体・機関と協力する。
- (2) 教育課題を調査・研究するが、学校運営や教職員人事には関与しない。
- (3) 営利・宗教・政治その他本来の目的外の活動は行わない。
- (4) 他団体の支配・干渉を受けず自主性をもって活動する。
- (5) 会計は透明性をもって管理し、会員へ適切に情報を公開する。

## 第4章 会員

### 第5条

入会は任意とし、入会の意思表示をもって会員となる。

- (1) 入学時・転入時に入会申込を行う。
- (2) 退会は自由とし、退会届を提出する。

### 第6条

会員は善部小学校在籍児童の保護者、またはこれに準ずる者(祖父母・後見人等)。(以下保護者)

### 第7条

会員は平等の権利と義務を有する。

## 第5章 子ども活動費

### 第8条

子ども活動費は次の通りとする。

- (1) 本会の経費は、子ども活動費とその他の収入でまかなう。
- (2) 子ども活動費は1世帯月額250円(年間3000円)とする。
- (3) 子ども活動費は入会月から納入。
- (4) 年度途中からの入会も可能。
- (5) 年度途中の退会は可能だが返金はできない。ただし、転出の場合は月割りで返金する。
- (6) 子ども活動費は第2章目的達成以外には使用しない。

### 第9条

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

決算は会計監査後、総会で報告し承認を得る。

## 第6章 会計監査

### 第10条

会計監査委員を2名置く。

### 第11条

会計監査委員は、定期会計監査を実施し総会で報告する。必要に応じて臨時監査を行える。

### 第12条

会計監査委員の任期は1年とし、再任は不可。

## 第7章 役員

### 第13条

役員は、会員の保護者から選出し、次の通りとする。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名以上
- ・会計 1名
- ・書記 1~2名

役員は他の役員業務を兼任できるが、委員や会計監査委員の兼任は不可。

### 第14条

役員の任期は1年とし、再任は可。

## 第8章 役員の任務

### 第15条

各役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長:本会を代表し、会務を統括する。  
総会・役員会・運営委員会を招集・主宰する。
- (2) 副会長:会長を補佐し、会長不在時は職務を代行する。
- (3) 会計:金銭出納を管理、会計監査を受け、総会で決算報告する。
- (4) 書記:会議や活動の記録、文書管理・連絡業務を行う。

## 第9章 役員・会計監査委員の選出

### 第16条

役員・会計監査委員は保護者の推薦と立候補により候補者を決定し、2月の総会で多数決により選出する。選出後、4月1日付で就任する。

## 第10章 常任委員会及び特別委員会

### 第17条

活動の円滑な企画・運営のため、常任委員会を設置する。

### 第18条

常任委員会は次の通りとし、本会の目的に沿って活動する。

- (1) 学年学級委員会: 学年・学級間の連絡調整、活動推進
- (2) 広報委員会: 活動内容の発信、関係団体への広報
- (3) 保健委員会: 児童の保健・安全・福祉に関する活動
- (4) スクールゾーン委員会: スクールゾーン関連の取りまとめ

### 第19条

各委員会の委員は以下の方法で選出する。

- (1) 学年学級委員: 保護者から1~12名を選出
- (2) 広報委員: 保護者から1~6名を選出
- (3) 保健委員: 保護者から1~6名を選出
- (4) スクールゾーン委員: 保護者から1~6名を選出

### 第20条

募集時に最少人数に満たなかった場合や、活動に無理がある場合は、活動休止とする。

### 第21条

委員長・副委員長は、委員の互選によって決定。前年度経験者(正副委員長を含む)の立候補は優先的に決定することができる。

### 第22条

必要に応じて特別委員会を設置できる。

- (1) 会長が運営委員会の承認を得て設置する。
- (2) 任務終了時に解散する。

## 第11章 総会

### 第23条

総会は本会の最高決議機関である。

### 第24条

総会は、「定期総会」と「臨時総会」を設ける。

- ・「定期総会」は、5月と2月に開催。
  - ・5月総会: 前年度の事業・決算報告、新年度の予算の承認など
  - ・2月総会: 次年度の役員・会計監査委員の承認(就任は4月1日)
- ・緊急時や利便性のため、総会はオンライン(書面・WEB)開催も可能。
- ・書面総会や電子通知による決議も認められる。
- ・「臨時総会」は運営委員の要請、または会員3分の1以上の請求で開催する。

## 第25条

総会は、対面またはオンライン(書面・WEB)で開催し、会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。議決は、出席者の過半数の賛成によって決定する。なお、白紙提出の議決行使書は賛成とみなす。

## 第12章 運営委員会

### 第26条

役員・委員・校長(学校代表)で構成され、必要に応じて会務を審議・整理する。

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で、軽微な事項を決定できる。
- (2) 事業計画や予算案の作成、緊急決定などを行う。
- (3) 委員の3分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。議決は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

## 第13章 改正

### 第27条

規約の改正は、総会(対面またはオンライン)において、会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)のもと、出席者の3分の2以上の賛成をもって行うものとする。なお、白紙提出の議決行使書は無効とみなす。

改正案は事前に電子通知または書面で会員へ周知する。

## 第14章 付則

令和8年4月1日 施行